

しょうがいしゃ そうごう ふくしほう (仮称) の ろんてん についての 意見
「障害者 総合福祉法」
ぶんや しょうがい はんい
(分野B 障害 の範囲)

(分野B 障害 の範囲)

< 項目 B-1 法の 対象 規定 >

論点 B-1-1) ろんてん すいしんかいぎ しょうがい ていぎ しゃかい もでる たつ せいど たにま
 推進 会議 では、障害 の 定義 について、「社会 モデル に 立った、制度 の 谷間
うま ていぎ かくにん しょうがい はんい
 を 生まない 定義 とする」ことが 確認 されている。これを ふまえた、「総合 福祉法」に
しょうがい ていぎ しえん たいしょうしゃ にかんする きてい かんがえる
 おける 障害 の 定義 や 支援 の 対象者 に関する 規定 を どう 考える か？ …… P 2

論点 B-1-2) ろんてん じりつしえんほう せいていじ ふそく しめさ へつたつしょうがい こうじのうきのう
 「自立 支援法」 制定 時 の 附則 で 示 されていた 「発達 障害 、 高次 脳機能
しょうがい なんびょう まんせいしっかん とう ふくみ きてい せいげんれっきよ くわえる
 障害 、 難病 (慢性 疾患)」等 も 含み こんだ 規定 を どう するか？ 制限 列挙 で 加える
ほうかつてききてい
 のか、 包括的 規定 に する のか？ …… P 13

< 項目 B-2 手続き 規定 >

論点 B-2-1) ろんてん しょうがいてちょう もた こうじのうきのうしょうがい へつたつしょうがい なんびょう けいど
 障害 手帳 を 持たない 高次 脳機能 障害 、 発達 障害 、 難病 、 軽度
ちてき なんちょう ゆうする しゃ はいじょ てつづききてい かんがえる
 知的、 難聴 など を 有する 者を 排除 しない 手続き 規定 を どう 考える か？ …… P 22

< 項目 B-3 その他 >

論点 B-3-1) ろんてん ぶんや しょうがい はんい そのた ろんてん および いけん
 「分野B 障害 の 範囲」 について の その他の 論点 及び 意見 …… P 33

ぶんや しょうがい はんい
(分野 障害 の範囲)

＜項目 B-1 法の対象 規定＞

ろんてん すいしんかいぎ しょうがい ていぎ しゃかい もでる たつ せいど たにま
【論点 B-1-1】 推進会議では、障害 の定義について、「社会 モデルに立った、制度の谷間
うま ていぎ かくにん そうごうふくしほう
を生まない定義とする」ことが 確認 されている。これをふまえた、「総合 福祉法」に
しょうがい ていぎ しえん たいしょうしゃ にかんする きてい かんがえる
おける 障害 の定義や支援の 対象者 に関する規定をどう考えるか？

あさひないいん
【朝比奈委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ とらえかた しょうがい せいかつこんなん しょうじたりしゃかいさんか
「障害者」という捉え方ではなく、障害 によって生活 困難 が生じたり社会 参加
そがい じょうたい こくみん とらえかた おもい
が疎外されている「状態」にある国民 という捉え方をすべきだと思います。

あらいいいん
【荒井委員】

けつろん
○ 結論

しょうがい にかんする ていぎ しょうがいしゃきほんほう みなおし なか へったつしょうがい
障害 に関する定義については、障害者 基本法の見直しの中で、発達 障害、
こうじのうきのうしょうがい なんびょうとう ふくめて ぼっぼんてき みなおし うえ そうごうふくしほう
高次脳機能 障害、難病 等も含めて、抜本的に見直した上で、「総合 福祉法」
たいしょうしゃ きゃっかんてき こうせい にんてい かくにん てつづき きてい
において、対象者 を客観的・公正に認定・確認するための手続きを規定してい
ひつよう
く 必要。

いざわいいん
【伊澤委員】

けつろん
○ 結論

なんらかの ふくしてきしえん ひつよう ひと しゃかいてき ほんで いきづらさ ぐらし
何らかの福祉的支援の 必要 な人、とりわけ「社会的 ハンデ（生きづらさ／暮らしに
ゆうし ひとすべて りかい ひつよう
くさ）を有している人全て」という理解が 必要

りゆう
○ 理由

せんじゆつ だれ しょうがいしゃ える じめいせい
(先述 のとおり. .) 「誰もが 障害者 になり得る」、という自明性

いしばしいいん
【石橋 委員】

けつろん
○ 結論

しょうがい ていぎ
障害 の定義
た びょうどう きそ しゃかい かんぜん こうかてき さんか さまたげ
「他のものとの 平等 を基礎として社会 に完全 かつ効果的に参加することの 妨げ
がある」
たいしょうしゃ
対象者

じょうき しょうがい もつ どうじしゃ かぞく
上記の障害を持つ当事者とその家族

りゆう
○理由

しょうがい いがく もでる かんがえかた しゃかい もでる かみ そうご もでる あらわし
障害を医学モデルの考え方に社会モデルを加味した相互モデルで表し、
しょうがいしゃけんりじょうやくだい じょう もくてき せいごうせい はかる
障害者権利条約第1条の目的と整合性を図るため。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

しょうがい じょうやくぜんぶん しょうがいしゃ だい じょう がいねん きのうちしょうがい
障害（条約前文）ならびに障害者（第1条）の概念について、「機能障害
ひと しょうへき あいだ さんか さまたげる そうごさよう けっか しめさ
のある人と障壁との間の参加を妨げるような相互作用」の結果と示されていること
うけた せいど たにま うま ていぎ ひつよう かんがえる しえん たいしょうしゃ
を受けた制度の谷間を生まない定義が必要であると考え。支援の対象者について
きそん しょうがいしゃてちょうとう しょじしゃ げんてい しょうがい ひと たいしょう
は、既存の障害者手帳等の所持者に限定せず、すべての障害のある人を対象
さーびす ひつよう ひと ひつよう とき りよう せいどせつけい おこなわ
に、サービスを必要とする人が必要な時に利用できる「制度設計」が行われること
ひつよう
が必要である。

りゆう
○理由

しょうがい じげん きのうちしょうがい かつどうせいげん さんかせいやく にんげん
ICFでは、障害を3次元（機能障害、活動制限、参加制約）からなる人間の
せいかつきのう もんだい こんなん かかえたじょうたい せいど たにま ひとたち
「生活機能」が問題・困難を抱えた状態としているように、制度の谷間の人たちも
しえん たいしょう ふくめる ひつよう げんざい いし しんだん こうてききかん
もれなく支援の対象に含めることが必要であり、現在の医師の診断や公的機関の
はんてい にちじょうせいかつてきおうど ひょうていしゃくど とう かつよう ひつよう
判定にあたり、「日常生活適応度の評定尺度」等の活用が必要である。

おおくぼいいん
【大久保委員】

けつろん
○結論

たとえば しょうがいならびにしっぺい こくさいしっぺいぶんるい かげつじじょうけいぞく
例えば、「障害並びに疾病（国際疾病分類による）により、6ヶ月以上継続
しゃかいせいかつ せいやく じょうたい しゃ かんがえられる ぜんてい
して社会生活に制約がある状態の者」などが考えられる。ただし、前提として、
いし しんだん こうてききかん はんてい ひつよう
医師の診断や公的機関の判定は必要となる。

りゆう
○理由

しえん たいしょうしゃ けんり じょうやく きのうちしょうがい ゆうする しゃ しゃ
支援の対象者は、権利条約にある「機能障害を有する者とこれらの者
にたいする たいどおよびかんきょう しょうへき あいだ そうごさよう かんがえかた ふまえ
に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用」とする考え方を踏まえ、
せいど たにま ひとたち ふくめたたいしょう だとう かんがえる そうごうふくしほう
制度の谷間にある人たちを含めた対象とすることが妥当と考える。なお、総合福祉法
しょうがい ていぎ きてい しょうがいしゃきほんほう ぎろん ふまえる
において、障害の定義をどのように規定するかは、障害者基本法の議論を踏まえる
ひつよう そうごうふくしほう せいかくうえ めいりょう きてい ひつよう
必要があるとともに、総合福祉法では、その性格上、明瞭な規定が必要になる
かんがえる
と考える。

おおはまいいん
【大濱委員】

けつろん
○ 結論

たにま しょうがいしゃ かいごとう に一ず ばあい しょうがいしゃてちょう
いわゆる谷間の 障害者 については、介護等のニーズがある場合は、障害者 手帳
ばあい さーびす りよう
がない場合でもサービスが利用できるようにする。

おかべいいん
【岡部委員】

けつろん
○ 結論

しんしょうがいしゃきほんほう しょうがい ていぎ がいとう そうごうふくしほう さだめる
新障害者 基本法における 障害 の定義に該当し、かつ、総合福祉法に定める
ふくし さーびす ひつよう しゃ ぐたいてき るんてん しめし せいげん
福祉サービスを必要とする者。なお具体的には、論点 B-1-2 で示したような制限
れっきよてきていぎ ほうかつてきてい くみあわせ げんじつてき
列挙的定義と包括的規定の組み合わせが現実的であろう。

りゆう
○ 理由

しゃかい もでる さいよう ほう たいしょうしゃ にたいする きてい ひつよう
社会モデルの採用においても、なんらかの法の 対象者 に対する規定は必要であ
るため。

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○ 結論

- ・（もともと、機能的な 障害 があり）、そこから派生して、生活の支障のある人、
として、社会モデルの考えを取り入れる。
- ・ 具体的な、対象者は、政令、省令で定める、とする。

りゆう
○ 理由

- ・ 法の条文は、総論的な規定で、よいのではないか。
- ・ 細かいところは、政令、省令で定めることにする。

おの いいん
【小野委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいべつふくしほう はいし じりつしえんほう いちげんか そのさい てちょうせいど おおはば
障害別福祉法を廃止し、自立支援法に一元化する。その際、手帳制度の大幅
みなおし しょうがいていどくぶんせいど はいし ひつよう
見直しと障害程度区分制度の廃止が必要。

りゆう
○ 理由

ぜんじゅつ とおり
前述の通り。

かしわめいじん
【柏女委員】

けつろん
○ 結論

しょうがい ていぎ おこなつ しょうがいじ ていぎ おこなう ひつよう
「障害」の定義を行ったうえで、障害児の定義も行うことが必要である。

りゆう
○ 理由

ほんぼう たいしょう せいじん げんてい
本法の対象を成人のみに限定すべきではないため。

かどやいじん
【門屋委員】

けつろん
○ 結論

しんたい ちてき せいしん はつたつ くわえてこうじのう なんびょう たいしょう そのた こんご
身体・知的・精神・発達に加えて高次脳・難病を対象とし、その他として今後
けんとう ひつよう でた くわえられる よち かんがえる
検討される必要が出たときに加えられる余地を考える。

りゆう
○ 理由

そのた ひつようせい けんとう せんもんじょうせついいんかい ひつよう
その他の必要性について検討される専門常設委員会が必要です。いつも
たいしょう けいぞくてき けんとう かんがえます
対象について継続的に検討すべきと考えます。

きたうらいじん
【北浦委員】

けつろん
○ 結論

しょうがい ていぎ しゃかい もでる たつ ていぎ たよう しょうがいぞう
障害の定義は、社会モデルに立って定義するといっても、多様な障害像があり、
はんたん むずかしい
その判断は難しいのではないか。

りゆう
○ 理由

しょうがい ていぎ しょうがいしゅべつ あるていど きゃっかんてき してん はんてい
障害の定義は、障害種別のようにある程度の客観的な視点で、判定するこ
とができることに對し、たいし しゃかい もでる ばあい ひと せいかつしえん ひつようど じょうたいぞう
社会モデルの場合は、その人の生活支援の必要度・状態像
ちやくもく はんていしゃ こじんさ でて こうへい かく
に着目することであり、判定者の個人差が出て公平さを欠くことにならないか。
きぐ
危惧される。

きたのいじん
【北野委員】

けつろん
○ 結論

これまでの、しょうがいしゃしよほう もとづく たいしょうしゃきてい しょうがい しゃかいかんけい
モデルの定義に基づく、個別的な支援の必要性に基づいた対象規定が必要である。

りゆう
○ 理由

しゃかい こじん かんけい ひと しゃかい つうじょう りかい かんじかた
「社会と個人との関係において、その人が、その社会の通常の理解・感じ方・
やりかた すびーど はずれて みなさ ばめん にちじょう
やり方・スピードなどから外れている（と見なされている）場面があるために、その日常

生活せいかつで分りづらい・やりにくい・使いにくい等のつかい状況とうがあり、そのために何らかのなんらかの個別こべつてき的な支援しえんを必要とする関係ひつよう状態かんけい（状況じょうきょう）が障害しょうがいの定義ていぎであるとすれば、これまでの、障害者しょうがいしゃ諸法しよほうの基づく対象者もとづくたいしやうしゃ規定きていではなく、その個別こべつてき的な支援しえんの必要性ひつようせいに基づいた包括もとづい的な対象ほうかつてき規定たいしやうきていが必要ひつようである。

さいとういいん 【齋藤委員】

けつろん ○ 結論

推進すいしん会議かいぎでの佐藤委員さとういいんの意見いけんにもあるように障害者しょうがいしゃ総合福祉法そうごうふくしほうであり対象者たいしやうしゃは障害者しょうがいしゃであることからして、「身体的しんたいてきもしくは精神的せいしんてき機能障害きののうしょうがい及び疾患およびしっかんにともない、日常にちじょう生活せいかつまたは社会的しゃかいてき生活せいかつが制限せいげんがあり、支援しえんを要するもの」とする。

さのいいん 【佐野委員】

けつろん ○ 結論

聴覚ちやうかく障害しょうがいに関して言えば、現行げんこうの身体しんたい障害者しょうがいしゃ福祉法ふくしほうの規定きていをWHOの「難聴なんちやう及び聴力およびちりよくていか低下よぼうの予防のためのプログラム(PDH)」の規定である4分法ぶんぽうによるように改めるのが、急務きゅうむで実効性じつこうせいも高い。その他の障害そなたしょうがいについても手帳てちやうの対象たいしやう外ぐたいれいとなっている障害しょうがい、難病なんびやうなどについての具体例ぐたいれいをあげ、手帳てちやうの対象たいしやうにくわえて加えていくのが実地的じっさいてきではないか？

りゆう ○ 理由

障害しょうがいと長期ちやうき疾病しっぺいとを区別くべつせず、自己申告じこしんこくにより「6か月以上の長期かげついじやうに亘る健康ちやうき問題わたるけんこう」上の問題じやう又は障害もんだいをもつ人またはしょうがいを福祉施策ひとの対象ふくしせさくとするLSHPD(Long-Standing Health Problem or Disability・長期的な健康問題たいしやうあるいは障害ちやうきてき)が社会モデルけんこうもんだいの内実しやかいに近いと考えるが、サービス受給者しやかいを自己申告もでるで決めることができるのか疑問ぎもんがある。医師いしの診断書しんだんしよに置き換える案おきかえるも出ているが、診断内容あんと受給でてサービスの対応しんだんないやう、診断書じゆきやうの有効期限さーびす、携帯性たいおうなど、技術的しんだんしよ困難ゆうこうきげんは多いと考える。

しみずいいん 【清水委員】

けつろん ○ 結論

「支援しえんを必要ひつようとしている人ひと、また、まわりから見て必要みてとしているように感じられる人かんじられる」というような規定きていではだめですかね。

りゆう
○理由
むずかしく
難しくてもわかりません

たけばたいいん
【竹端 委員】

けつろん
○結論
した たいしょう えらびかた きめる
下の 対象 と 選び方で決める
たいしょう しんたいてき せいしん ちてきしょうがい た びょうどう
対象：身体的、精神・知的 障害 にもとない、他のものとの 平等 にもとづいて、
しゃかい
社会 にきちんとてきせつに 参加 することができない 大人・子ども
えらびかた ほう きめられ さーびす ひつよう し きめて じ みとめられる
選び方：この法で決められたサービスが 必要 だと、支きゅう 決めての時に認められるこ
と

りゆう
○理由
しえん たいしょうしゃ
だれを「支援の 対象者」にするか、にあたって、 しょうがいめい
障害 名 できめない。だから、法
たいしょう しょうがい しょうがい いわ ほんにん にーず
が 対象 にする 障害 とは「〇〇 障害」である、とは言わない。本人 のニーズにも
たいしょう ひと
とづいて 対象 となる人をきめる。

たなか のぶ いいん
【田中（伸）委員】

けつろん
○結論
ぐたいてき しょうがい ていぎ もうける かいなか じゅうぶん けんとう ひつよう
具体的な「 障害 」の定義を設けるか否かについては、 十分 な 検討 が 必要 である
ていぎきてい もうける ばあい しょうがいしゃけんりじょうやく ぜんぶんおよびだい じょう
が、定義規定を設ける場合であっても、 障害者 権利 条約 の 前文 及び 第 1 条 で
さだめられ しょうがい がいねん および しょうがいしゃ がいねん もとづい ないよう
定められている「 障害 の 概念 」及び「 障害者 の 概念 」に基づいた 内容 にとどめ
るべきである。

りゆう
○理由
しんぼう しょうがいしゃ しえん うける ひつよう
新法 では、すべての 障害者 が支援を受けることができるものである 必要 があるか
ら、「 障害 」の定義を 障害者 権利 条約 で定められている 社会 モデルを 基調 と
ないよう とくてい しょうがいしゃ いと はいじよ きけんせい
した 内容 にとどめなければ、 特定の 障害者 を意図せずに 排除 する 危険性 がある。
しょうがいしゃけんりじょうやく だい かいとくべついいんかいかいき しゅうりょう ごと
このことは、 障害者 権利 条約 における 第 6 回 特別 委員会 会期の 終了 後に
こうひょう ぎちょうそうあん そえじょう してき
公表 された 議長 草案 の 添状 で指摘されている。

たなか まさ いいん
【田中（正）委員】

けつろん
○結論
そうごうふくしほう しょうがい ていぎ きてい しょうがいしゃきほんほう
総合 福祉法 において、 障害 の 定義 をどのように規定するかは、 障害者 基本法 の

ぎろん ふまえ そうごうふくしほう めいりょう きてい ひつよう ぜんてい
議論を踏まえ、総合福祉法では明瞭な規定が必要になる。ただし前提としての
しょうがい にんてい すその ひろげる しえん どあい ちがい しえん
障害の認定の裾野を広げるとしても、支援の度合いには違いがあるとして、支援につ
のうたん
いては濃淡をつけるべきである。

りゆう
○理由

けんりじょうやく きのうしょうがい ゆうするしゃ しゃにたいするたいどおよびかんきょう
権利条約にある「機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境に
しょうへき あいだ そうごさよう かんがえかた ふまえて しえん たいしょうしゃ
よる障壁との間の相互作用」とする考え方を踏まえて、支援の対象者をとらえ
ひつよう せいど たにま ひとたち たいしょう だとう
る必要がある。制度の谷間にある人たちを含め対象とすることが妥当である。ただし
しえん ど ほうしゅう かかわりかた くふう ひつよう いし しんだん
支援度によって報酬など関わり方についての工夫は必要となるため、医師の診断や
こうてききかん はんていとう ふまえた じく ありかた ぎろん
公的機関の判定等を踏まえた軸とそのあり方について議論すべきである。

なかにしいいん
【中西 委員】

けつろん
○結論

しょうがい ていぎ こくれん けんりじょうやく さだめる ちょうきてき しんたいてき
障害の定義については国連の権利条約で定めるとおり「長期的な身体的、
せいしんてき ちてきまはかんかくてき しょうがい ゆうするしゃ さまざま しょうへき そうごさよう
精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用
た しゃ びょうどう しゃかい かんぜん こうかてき さんか さまたげられる
により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることの
あるものを含む。」との規定に従うべきである。福祉サービスの必要性に応じて支援が
うけられる ふうむ きてい したがう ふくし さーびす ひつようせい おうじてしえん
受けられるようにすべきである。よってこれまでの手帳制度や医療モデルでのサービス
りようはんていせいど はいし しゃかい もでる もとづく にーず もとづい しきゅうけつてい おこなう
利用判定制度は廃止し社会モデルに基づくニーズに基づいて支給決定を行うべき
である。

りゆう
○理由

いりょう もでる はんてい ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ ふりえき こうむつ
医療モデルの判定では知的障害者や精神障害者が不利益を被っており、
いどうがいしゆつ しゃかいさんか にーず じゅうぶん みたさ いりょうてき
移動外出など社会参加のニーズが十分に満たされてこなかった。これは医療的な
はんてい げんかい しめす しゃかいさんか こみゆにけーしょん にーず
判定の限界を示すものである。社会参加コミュニケーションのニーズについては
ここじん せいかつじったい にーず たいしょう せんてい
個々人の生活実態からニーズと対象を選定するしかない。

なかはらいいん
【中原 委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃ はんい かくだい さんせい しょうがいしゃきほんほう かんけい
障害者の範囲を拡大することには賛成である。障害者基本法との関係や
ほうりつ きてい さい さらなるぎろん ひつよう
法律に規定する際には更なる議論が必要である。

りゆう
○理由

げんざい しょうがいしゃじりつしえんほう はったつしょうがい たいしょう かいしゃく
現在の障害者自立支援法では、発達障害も対象であると解釈しているが

ほうりつじょう めいぶんか
法律上は明文化されていない。また、こうじのうきのうしょうがい なんびょう せいど たにま
高次脳機能障害、難病など制度の谷間を
つくらないための規定が必要となる。

なら ざきいん
【奈良崎委員】

けつろん
○ 結論

どういうことで困っているかわからないので、はなし きい
話を聞いてみたい。

のざわいん
【野澤委員】

けつろん
○ 結論

せいげんれつきよ ほうかつてききてい
制限 列挙 + 包括的 規定

りゆう
○ 理由

ほんらいてき ほうかつてききてい のぞましい いっぱんのうぜいしゃ じぶん
本来的には包括的規定が望ましい。しかし、一般納税者にとっては自分がおさ
めた税金がどういしょうがいしゃ なんのもくてき つかわ きゃっかんてき
う障害者に何の目的で使われているかが客観的にわかり、
りょうかいかのう わたし おさめた ぜいきん つかわ
了解可能なものでなければならない。「私たちの納めた税金がどのように使われる
かは私たち一般納税者抜ききめる こえ こたえる
か私たち一般納税者抜きで決めるな」という声にも応えるべきではないか。

のはらいん
【野原委員】

けつろん
○ 結論

なんびょうかんじゃ たよう こべつ に一ず げんじょう しょうがい がいねんきてい がっち
難病患者は、多様な個別のニーズに「現状の障害の概念規定」が合致しない
ところから谷間をたいけん してきた。この個別のニーズが科学的にちょうさ
げんじょう げんみつに きてい がたい かんけつ きのうしょうがい しつぺい きいん にちじょう
現状では厳密には規定し難い。簡潔にいうと「機能障害と疾病に起因する日常
せいかつ せいげん しゃかいかつどう さんかふぜん たちば きほんてき さんせい
生活の制限、社会活動への参加不全」とする立場には基本的に賛成である。

ひがしがわいん
【東川委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ ほうりつ しょうがいしゃ きのうしょうがい しっかん
「障害者」を、「(この法律で障害者とは)機能障害または疾患により、
にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ せいげん ほう えんじょ ひつよう
日常生活または社会生活が制限されているため、この法による援助が必要
者をいう」と規定する。

りゆう
○ 理由

にほんしょうがいしゃきょうぎかい ねん だし しょうがいしゃふくしほう しあん しめし
日本障害者協議会(JD)が1997年に出した「障害者福祉法への試案」で示し
た、しょうがいしゃ ていぎ げんざい かんがえかた ふまえ きほんてき
た、「障害者」の定義であるが、現在のICFの考え方なども踏まえ、基本的には

じょうき かんがえる
上記のように考える。

ひらのいいん
【平野委員】

けつろん
○ 結論

せいど たにま おおきくせいり しょうがい しゅべつ ようたい げんこうせいど たいしょう
「制度の谷間」とは、大きく整理すると、① 障害の種別・様態が現行制度の対象
となっていない、② 障害の種別・様態は現行制度の対象であるが、障害の程度
が基準に合致せず援助を要しながら対象となっていない、に区分される。従来は
しょうがいにんてい かてごらいず たにま しょうじて
障害認定が、カテゴリズされていたことから、こうした「谷間」が生じていた。

この「谷間」をなくすには、① 心身に起因する障害であり、② その障害により個人
の日常生活や社会生活に一定期間以上に渡り、支障があるもの、として障害
による生活困難や社会的不利の有無に着目することが必要であろう。

りゆう
○ 理由

じょうき とおり
上記の通り。

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○ 結論

A-2-1) を さんしょう
参照。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○ 結論

きのうしょうがい しっかん ともなうせいかつじょう ししょう しえん ひつよう ひと
機能障害や疾患があり、それに伴う生活上の支障があり、支援の必要な人
すべてを対象にする。この法律で、障害者とは6カ月（または1年）以上継続
するか、継続すると予測される身体的または精神的機能障害または疾患にとも
ない、日常生活または社会生活が制限されているため、この法による支援を
ひつよう
必要とする。

りゆう
○ 理由

しょうがい ていぎ ほんらいしょうがい しゅるい はんい そうすう もうら
障害の定義は、本来障害の種類、範囲、総数などを、すべて網羅したものと
すべきである。しかし、私たちてんかんのある人は、こういった法体系やサービス
の網の目から抜け落ちてしまうことが、これまで続いてきた。障害の谷間を無くすた
め せさく じつげん たいへんじゅうよう かだい
めの施策の実現こそ、大変重要な課題である。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○ 結論

しょうがい しんたい せいしん ちてき はつたつ じょうたい しゃかいてきかんきょう
「障害」とは、身体、精神、知的、発達の状態が、その社会的環境との
かんけい にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ せいげん ふりえき うける こじん
関係において、日常生活または社会生活において制限され不利益を受ける個人
じょうたい
の状態をいう。

りゆう
○ 理由

しょうがい しゃかい もでる いしき
障害の社会モデルを意識した。

ますだいいん
【増田委員】

けつろん
○ 結論

ちやうきてき しんたいてき せいしんてき ちてき かんかくてき しっかん しょうがい
長期的に身体的、精神的、知的または感覚的な疾患や障害があることによ
た しみん おなじせいかつ おくるうえ なんらかのほしょう しえん ひつよう ひと
って、他の市民と同じ生活を送る上で何らかの保障や支援が必要な人とする。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○ 結論

しょうがい ていぎ しゃかい もでる ていぎ
障害の定義は社会モデルでわかりやすく定義する。
しえん たいしょうしゃ きのうしょうがい ゆうせいかつしえん ひつよう ひと
支援の対象者は、機能障害を有し生活支援を必要とする人。

みつますいいん
【光増委員】

けつろん
○ 結論

しょうがい ていぎ しょうがいしゃきほんほう ていぎ しえん たいしょうしゃ しきゅうけつてい
障害の定義は障害者基本法の定義とする。支援の対象者は、支給決定を
おこなうしちょうそん あたらしいしきゅうけつてい おこなう できる
行う市町村が新しい支給決定にそって行うことができるようにする。

りゆう
○ 理由

しえん ひつよう しょうがいしゃ ゆうきげん しきゅうけつてい ひつよう むきげんてき
支援が必要な障害者には、だれでも有期限な支給決定が必要である。無期限的
しきゅうけつてい しくみ ひつよう
な支給決定はしないような仕組みが必要

もりいいん
【森委員】

けつろん
○ 結論

きのうしょうがい もとづく にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ こんなんせい
機能障害だけに基づくのではなく、日常生活、社会生活における困難性
ちやくもく しえん ありかた けんとう せいかつしえん じゅうてん おい しょうがい ていぎ しえん
着目した支援のあり方を検討し、生活支援に重点を置いた障害の定義、支援の
たいしょうしゃ にかんする きてい もうける
対象者に関する規定を設けるべきである。

理由

手帳による機能障害に基づくだけでなく、その機能障害とともに、障害者権利条約の前文で示しているように、「障害が機能障害〔インペアメント〕のある人と態度及び環境に関する障壁との相互作用であって、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものから生ずること」に配慮して、機能障害の種別に関わらない日常生活、社会生活における困難性に着目した、生活モデルという視点からの支援を行うべきと考えられる。

すなわち、医学モデルと社会モデルに基づいた障害に対する支援を生活モデルという視点から組み立てることのできる総合福祉法を策定すべきである

【山本委員】

結論

何らかの機能障害あるいは疾病を持ち、生命の維持および一般の市民と平等に人としての尊厳を尊重され幸福追求権をもち、社会の一員として社会に参加するにあたって支援を必要とする人

なおこれらの人についてはその居住地、性別、国籍、年齢、施設・病院に収容されているか否か、矯正施設刑事施設（受刑者には一定の制約はありうるが）、入管施設にいれられているか否かを問わず平等にこの法の対象

理由

入り口として何らかの機能障害あるいは疾病という医学モデルを完全に排除することは難しいと考えるが、基本的な人権の享受に当たり支援が必要な人とするので社会モデルに沿った定義となり、誰も排除しない定義となるのではと考える

ろんてん
論点 B-1-2) 「自立支援法」 制定時の附則で示されていた「発達障害、高次脳機能障害、難病（慢性疾患）」等も含みこんだ規定をどうするか？ 制限 列挙 で加えるのか、 包括的 規定にするのか？

いざわいいん
【伊澤委員】

けつろん
○ 結論

ほうかつてき ほう よい
包括的 な方が良い。

りゆう
○ 理由

せんじゆつ すべて しゃかいてき はんて ゆうするひと しえんほうせい
先述 のように全ての 社会的 ハンデを有する人への支援 法制 であるので。

いしばしいん
【石橋 委員】

けつろん
○ 結論

ほうかつてききてい
包括的 規定

りゆう
○ 理由

せいげんれつきよ たにま つくる
制限 列挙 では谷間を作る。

うじたいん
【氏田委員】

けつろん
○ 結論

にちじょうせいかつ じっしつてきこんなん しめすほうかつてききてい めいき かたち こんご せいど たにま
日常生活の 実質的 困難 を示す 包括的 規定を明記する 形 で、今後、制度の谷間
を生むことがないような 方策 が必要 である。また同時に、 包括的 規定を具体的に
ひょうげん しょうがいしゆれい はつたつしょうがい せいど たにま しょうがい せいげんれつきよ
表現 する 障害 種例として、発達 障害 などの制度の谷間の 障害 を制限 列挙
で明記することが現時点では 必要 である。

りゆう
○ 理由

げんこう しょうがい かがてりー しんだんめい げんじてん かつこたる
現行の 障害 カテゴリーおよび 診断 名は、現時点において確固たるものではあるが、
こんご げんじてん しょうがいしゆ がいとう にちじょうてきこんなん しめすじょうたいぞう あらわれて
今後、現時点の 障害 種に該当しないが 日常的 困難 を示す 状態 像が現れてく
ることも じゅうぶん よそく しえん に一ず もつ せいど たにま おちて
ひとたち こんご にどと うま ほうかつてききてい さんしょうれい せいげんれつきよ
人たちを今後は二度と生まないように、 包括的 規定とともに 参照 例を制限 列挙 で
めいき ひつよう
明記することが 必要 である。

おおくぼいじん
【大久保委員】

けつろん
○ 結論

ほうかつてき きてい えない たとえば しょうがいならびにしつぺい こくさい
包括的 な規定にせざるを得ないのではないか。例えば、「障害 並びに 疾病（国際
しつぺいぶんるい かげつじょうけいぞく しゃかいせいかつ せいやく じょうたい
疾病 分類 による）により、6ヶ月 以上 継続して 社会 生活 に 制約 がある 状態 の
しゃ
者」など。

りゆう
○ 理由

たいしょう しょうがい じょうぶん れっきよ かならず たにま うむ
対象 となる 障害 を 条文 に 列挙 することは、必ず また 谷間を生むことになると
きぐ ほうかつてき きてい ひつよう せいしょうれい ぐたいてき
危惧する。よって、包括的 な規定とし、必要 であれば、政 省令 などに 具体的に
おとしこむ かんがえられる
落とし込むことが考えられる。

おおはまいじん
【大濱委員】

けつろん
○ 結論

ほうかつてききてい
包括的 規定がよい

りゆう
○ 理由

げんていれっきよ あらたな たにま うむ
限定 列挙 では新たな谷間を生む

おかべいじん
【岡部委員】

けつろん
○ 結論

せいげんれっきよ ほうかつてききてい くみあわせ ぐたいてき てちょうしょじしゃ くわえて
制限 列挙 と 包括的 規定の組み合わせ。具体的には、① 手帳 所持者に加えて、②
るいじ じょうたい どうよう さーびす ひつよう
類似する(closely related) 状態 であり、③ 同様な(similar)サービスを 必要 とする
しゃ たいしょう とう ようけんとう
者を 対象 とする等。※①+②or③とするのか、①+②+③とするかは 要検討。

りゆう
○ 理由

せいげんれっきよ ほうかつてききてい げんじつてき おもわ
制限 列挙 と 包括的 規定のどちらかのみでは 現実的 ではないと思われるため。
ていしゅつさんこうしりょう らんたまん ほう りようしかく さんしょう
※ 提出 参考 資料「ランタマン法の利用資格」 参照 のこと。

おざわいじん
【小澤委員】

けつろん
○ 結論

しんぽう たいおう せいげんれっきよ しんぽう
・ 新法 ができるまでの、ざんていてきな 対応 としては、制限 列挙 でもよいが、新法
ほうかつてき きてい
では、包括的 な規定にする。

りゆう
○ 理由

しんぽう せいげんれっきよ おなじように たにま うまれる
・ 新法 でも、制限 列挙 にしたら、これまでと同じように、谷間が生まれることになる。

おだじまいいん
【小田島委員】

けつろん
○ 結論

しえん ひつよう ひと だれ つかえる
支援が必要な人は誰でも使えるようにする。

りゆう
○ 理由

こまっ ひと だれ さーびす つかえる
困っている人は誰でもサービスが使えるようにするため。

おの いいん
【小野委員】

けつろん
○ 結論

ほうかつてき ていぎ
包括的な定義とすべきである。

りゆう
○ 理由

いがく もでる しゃかい もでる とうごう しょうがい ていぎ ほうかつてき
医学モデルと社会モデルを統合した障害の定義であれば、包括的なものになる。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○ 結論

ほうかつてききてい
包括的規定にすべきです。

りゆう
○ 理由

ほうせいど しえんじぎょうとう そうごうか
それぞれへの法制度、支援事業等を総合化すべきです。

かわさき よう いいん
【川崎（洋）委員】

けつろん
○ 結論

ほうかつてききてい かんがえる
包括的規定でよいと考える。

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃけんりじょうやく しょうがいがいねん しゃかい かんぜん こうかてき さんか さまたげられ
障害者権利条約の障害概念「社会への完全かつ効果的な参加を妨げられ
ている者」に基づく。

きたのいいん
【北野委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃしょほう もとづく たいしょうしゃきてい しょうがい しゃかいかんけい
これまでの、障害者諸法に基づく対象者規定ではなく、障害の社会関係
モデルの定義に基づく、個別的な支援の必要性に基づいた包括的な対象規定が
必要である。

りゆう
○理由

「社会と個人との関係において、その人が、その社会の通常^{しゃかい つうじょう}の理解・感じ方^{りかい かんじかた}・やり方^{やかた}・スピード^{すぴーど}などから外れている（と見なされている）場面^{ばめん}があるために、その日常^{にちじょう}生活^{せいかつ}で分りづらい・やりにくい・使いにくい等の^{わか}状況^{じょうきょう}があり、そのために何らかの^{なんらかの}個別^{こべつてき}的な支援^{しえん}を必要^{ひつよう}とする関係^{かんけい}状態^{じょうたい}（状況^{じょうきょう}）」が障害^{しょうがい}の定義^{ていぎ}であるとするれば、これまでの、^{しょうがいしゃ}障害者^{しよほう}諸法^{もとづく}の基^{たいしよ}づく対象^{しやきてい}者^{こべつてき}規定^{しえん}ではなく、その個別^{こべつてき}的な支援^{しえん}の^{ひつようせい}必要性^{もとづい}に基づいた^{ほうかつてき}包括^{たいしよ}的^{きてい}な対象^{ひつよう}規定^{ひつよう}が必要^{ひつよう}である。

こんどういん
【近藤委員】

けつろん
○結論

制限^{せいげん}列挙^{れつきよ}方式^{ほうしき}は廃止^{はいし}し、社会^{しゃかい}モデル^{もでる}を基本^{きほん}とした包括^{ほうかつてき}的^{きてい}規程^{きぎてい}をつくるべきだと考える。

りゆう
○理由

制限^{せいげん}列挙^{れつきよ}を取り入れる^{とりいれる}以上^{いじょう}、そこから漏れた^{もれた}ものは新たな^{あらたな}「谷間^{たにま}」となる^{たにま}ことが考えられる^{かんがえられる}ため。

さいとういん
【齋藤委員】

けつろん
○結論

法律^{ほりう}本文^{ほんぶん}においては包括^{ほうかつてき}的^{きてい}規定^{きぎてい}にする^{おもう}しかない^{せいしよ}と思うが、政^{せい}省^{しよ}令^{れい}において^{せいしよ}網羅^{もうらてき}的に^{れつき}列記^{れつき}していけばよい。

さの いん
【佐野委員】

けつろん
○結論

包括^{ほうかつてき}的^{きてい}な規定^{きぎてい}にすべき^{かんがえる}と考える。

りゆう
○理由

制限^{せいげん}列挙^{れつきよ}は、漏れた^{もれた}事例^{じれい}の救済^{きゆうさい}に困難^{こんなん}を抱える^{かかえる}。また、「障害^{しょうがい}は発達^{はつたつ}する^{おこつ}概念^{がいねん}」なので、新たに^{あらたに}障害^{しょうがい}に加える^{くわえる}べき事例^{じれい}も頻繁^{ひんぱん}に起こ^{おこつ}ってくる。

しみずいん
【清水委員】

けつろん
○結論

谷間^{たにま}がおこり^{きてい}ようのない^{きてい}規定^{きてい}を。

りゆう
○理由

ぐたいてき むずかしく
具体的には難しく てよくわかりません

たけばたいいん
【竹端 委員】

けつろん
○結論

B-1-1で書いたように「身体的、精神・知的 障害 にもない、他のものとの
びようどう しゃかい
平等 にもとづいて、社会 にきちんとてきせつに参加することができない大人・子ども」
こまつ しょうがいしゃ はいるきてい
という、困っている 障害者 がみんな入る規定にする。

りゆう
○理由

えらぶやりかた かならずべつ ふこう
どれかだけ選ぶやり方は、必ず 別の不幸なひとがあらわれるので。

たなか のぶ いいん
【田中（伸）委員】

けつろん
○結論

しょうがい ていぎきてい おく ばあい しゃかい もでる きちよう ほうかつてきてい
「障害」の定義規定を置く場合には、社会 モデルを 貴重 とした 包括的 規定とす
べきである。しかし、れいじれつきよ いってい しょうびょうめい きだめる けんとう
あり、特にこれまで支援の 対象 から外れてきた 障害 については、これらの 障害 が
ほうかつてい なか ふくまれる あきらか いみ れいじれつきよ けんとう
包括 規定の中に含まれることを明らかとする意味で例示 列举 とすることを 検討 すべ
きである。

りゆう
○理由

しょうがい ふくまれて こんご いがく はってん しゃかい しんてん
「障害」にどのようなものが含まれていくのかは、今後の医学の 発展 や 社会 の 進展
ともなっ へんどう かのうせい しんぼう しょうがい ふくみ える
に伴って変動していく可能性がある。新法 がこのような 障害 を含み得るものとし
るためにも、「障害」の定義は 包括的 なものとした上で、例示 列举 として、これま
で しょうがい ていぎ ほうかつてき うえ れいじれつきよ
で 障害 とされてきたもの、新たに しょうがい
対象 から外れてきたもの等を 列举 することは 検討 されてよいと考える。

たなか まさ いいん
【田中（正）委員】

けつろん
○結論

たにま つくら ぜんてい こうりよ ほうかつてき きてい
谷間を作らないとする 前提 を考慮 すると 包括的 な規定になる。

りゆう
○理由

たいしょう しょうがい じょうぶん れつきよ かならずたにま うまれる
対象 となる 障害 を 条文 に 列举 すると、必ず 谷間が生まれるため。

なかにしいいん
【中西 委員】

けつろん
○ 結論

すべての谷間を作らないため 総合 福祉法 では 包括的 な規定にすべきである。

りゆう
○ 理由

制限 列挙 しても 必ず 谷間を生むことはこれまでの 経験 から明らかであるため。

なかはらいいん
【中原 委員】

けつろん
○ 結論

さらなる ぎろん ひつよう
更なる議論が 必要

りゆう
○ 理由

理念的には 活動 や参加が 制限 されている 状態 を 障害 とするべきであるが、
実際の 法律 の中でどのような規定（基準）にするのか課題があり、更なる議論が 必要。

なら ざきいいん
【奈良崎 委員】

けつろん
○ 結論

すべてを含みこんだほうが良いです

りゆう
○ 理由

日常 の生活 で 凄く 悩み事 があると思いました。

にしたきいいん
【西滝 委員】

けつろん
○ 結論

ほうかつてききてい
包括的 規定

りゆう
○ 理由

支援を求める全ての 障害者 にとって 必要 な法律 としたい。

のざわいいん
【野澤 委員】

けつろん
○ 結論

ろんてん
論点 B-1-1) を 参照。

りゆう
○ 理由

ろんてん
論点 B-1-1) を 参照。

のはらいいん
【野原委員】

けつろん
○ 結論

そうごうふくしほう ほうかつてき きてい のぞましい
総合福祉法では包括的な規定にすることが望ましい。

ひがしがわいいん
【東川委員】

けつろん
○ 結論

ほうりつほんぶん ほうかつてき きてい せいげんれっきよほうしき はったつしょうがい
法律本文では包括的な規定とし、制限列挙方式とはしない。「発達障害、
こうじのうきのうしょうがい なんびょう まんせいしっかん とう せいれい れいしめし ちゅうい
高次脳機能障害、難病（慢性疾患）」等については、政令などに例示して注意
うながす けんとう かんがえられる
を促すことなどが検討されることも考えられる。

りゆう
○ 理由

たにま しょうがい つくら ほうかつてき ていぎ けんとう ひつよう
いわゆる「谷間の障害」を作らないために、包括的な定義を検討することが必要
である。

ひらのいいん
【平野委員】

けつろん
○ 結論

きほんてき かくほう きてい れっきよ じどうてき たいしょう
基本的には、各法に規定のあるものは、それを列挙することで自動的に対象とな
る。（これは各法を優先しないと、各法では障害者でありながら、総合福祉法
しょうがいしゃ だぶる すたんだーど うむ
は障害者ではないというダブルスタンダードを生むこととなる）

もんだい かくほう きてい できない しょうがいしゃ たにま りょういき
問題は、各法で規定出来ない障害者で、これが「谷間」になるので、この領域
しょうがいしゃ ほうかつ きてい つぎ せってい ひつよう
にいる障害者を包括する規定を次に設定する必要がある。

りゆう
○ 理由

じょうき とおり
上記の通り。

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○ 結論

ほうかつてき
包括的。

りゆう
○ 理由

なかまはずれ
仲間はずれをなくす。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○ 結論

なんびょう はったつしょうがい こうじのうきのうしょうがい ふくむきてい ぜんじゆつ きてい
難病、発達障害、高次脳機能障害などを含む規定よりは、前述した規定の
かた よい かんがえる
方が良いと考える。

りゆう
○ 理由

ほうりつほんぶん いっぱんてき ほうかつてき きてい しんたいてきまたはせいしんてき かがげ
法律本文には、一般的・包括的な規定のある「身体的又は精神的」を掲げ、
こべつきのうしょうがい れっき かた よい かんがえる れっき しゆるい
個別機能障害を列記しない方が良いと考える。それは、列記されるべき種類の
しょうがい じよがい
障害が、除外されないためでもある。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○ 結論

れいじれつきよ
例示列挙。
ぜんこう しょうがい れいじ はったつしょうがい こうじのうきのうしょうがい なんびょう
「前項の障害の例示として、発達障害、高次脳機能障害、難病も
ふくまれる
含まれる。」

りゆう
○ 理由

せいげんれつきよ げんていれつきよ いがい しょうがい はいじよ だとう
制限列挙（限定列挙）にしてしまえばそれ以外の障害が排除されるので妥当で
あきらか
ないことは明らか。

ますだいいん
【増田委員】

けつろん
○ 結論

ほうかつてき きてい
包括的な規定とする。

りゆう
○ 理由

せいげんれつきよ たにま しょうがい うまれる
制限列挙では谷間の障害が生まれる。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○ 結論

たにま つくら ほうかつてききてい こべつ たいおう しくみ ひつよう
谷間を作らないためには、包括的規定とし個別に対応できる仕組みが必要である。

みつますいいん
【光増委員】

けつろん
○ 結論

しえん ひつよう とき しえん かいご うけられる しきゅうけつてい
だれでも支援が必要な時に支援・介護が受けられるようにする。ただし、支給決定

の支給量などは、有期限利用で絶えず見直しをして行く。

○理由

だれでも使える制度にする必要性はある。ただ無制限では公平性に欠くので、支給決定には市町村担当者、相談支援の担当者が入るようにする必要がある。

【森委員】

○結論

機能障害だけに基づくのではなく、日常生活、社会生活における困難性に着目した支援の選択肢を拡げる総合福祉法であるべきである。そのためには、身体障害、知的障害、精神障害に加え、「発達障害、高次脳機能障害、難病（慢性疾患）」、「その他の障害」などの機能障害を例示するが、制限列挙ではなく包括的規定とするべきである。

○理由

包括的規定とすべきと考えられるが、障害者本人、家族、国民への理解を進めるためにも例示して機能障害を示すことも現状では必要になると考えられる。機能障害の並びに「その他の障害」も含め、制限列挙ではなく、総合的な生活支援を図るための包括的規定を目指すべきである。

【山本委員】

○結論

包括的規定とするべき

○理由

列挙では必ず排除される人が出てくるので

こうもく てつづききてい
＜項目 B-2 手続き規定＞

ろんてん しょうがいてちょう もた こうじのうきのうしょうがい はったつしょうがい なんびょう けいど
【論点 B-2-1】 障害 手帳を持たない高次脳機能 障害、発達 障害、難病、軽度
ちてき なんちょう ゆうするしゃ はいじよ てつづききてい かんがえる
知的、難聴などを有する者を排除しない手続き規定をどう考えるか？

いざわいいん
【伊澤委員】

けつろん
○ 結論

げんこう てちょうせいど おおきく みなおし てちょうじたい なくし しょうがいしょうめい
現行の手帳制度を大きく見直し、手帳自体を無くし、なんらかの障がい 証明と

する。

りゆう
○ 理由

せんじゅつ すべて しゃかいてき ほんで ゆうするひと しえんほう
先述のように全ての社会的ハンデを有する人への支援法制であるので。また、
しえんど みきわめられる けあまね じんざいようせい ちから そそが
支援度を見極められるケアマネの人材養成には力を注がなければならない。

いしばしいん
【石橋委員】

けつろん
○ 結論

てつづき きてい むずかしい
手続きの規定は難しい。

てちょうしゅぎ はいし ぎょうせい ほんだん しいてき しすてむ こうちく
手帳主義を廃止し、行政の判断に恣意的とならないようなシステムの構築が

ひつよう
必要。

りゆう
○ 理由

しょうがい ていぎ はんい かんけい
障害の定義、範囲とも関係する。

げんじょう そのた ぎょうせいがわ ほんだん
現状でも、「その他」で行政側が判断できるようになっている。

うじたいん
【氏田委員】

けつろん
○ 結論

せいかつてきおうどしゃくど もちいた あせすめんと おこなつ せいかつ こんなんど にちじょう
生活適応度尺度を用いたアセスメントを行って生活困難度すなわち日常

せいかつ こんなんせい はあく ぐたいてき しえん にーず ばあい そうごうふくしほう
生活における困難性を把握し、具体的な支援ニーズがある場合には総合福祉法の

しえんたいしょう
支援対象とすること。

りゆう
○ 理由

せいかつ こんなんど てきかく ぐたいてき あせすめんと しえん にーず ぐたいてき
生活困難度を的確かつ具体的にアセスメントすることで、支援ニーズを具体的に

はあく ひつよう ふくし さーびす くみたてる
把握し、必要な福祉サービスを組み立てることができる。

はったつしょうがい ひと とくせい おうじた きょういく ろうどう しゃかいさんか にかんする ふくし
発達障害ある人の特性に応じた教育や労働などの社会参加に関する福祉

さーびす ざいたく ふくし さーびす げんじょう じっさい にちじょうせいかつ こんなん
サービスや在宅における福祉サービスについては、現状、実際の日常生活困難

ふいっと めにゆー すくないじょうきょう さーびす めにゆー とうじしゃ
にフィットするメニューが少ない 状況 で、サービスメニューに当事者があわせている
か、サービスを利用できない 状況 である。

おおくぼいいん
【大久保委員】

けつろん
○ 結論

たとえば たいしょうしゃ しょうがいならびにしつぺい こくさいしつぺいぶんるい かげつ
例えば、対象者を「障害並びに疾病（国際疾病分類による）により、6ヶ月
いじょうけいぞく しゃかいせいかつ せいやく じょうたい しゃ きてい ばあい いし
以上 継続して社会生活に制約がある状態の者」などと規定した場合、医師の
しんだん こうてききかん はんてい てつづき ひつよう しんだん はんてい
診断や公的機関の判定などの手続きは必要であるが、それらの診断や判定があれ
ば、排除されないものと考える。

こんご きょうつう てちょうせいど かーど のぞましい げんこう しょうがい
なお、今後、共通した手帳制度（カード）になることが望ましいが、現行の障害
しゅべつ ことなる てちょうせいど せいり ほりつかいせい さまざま てつづき ひつよう
種別により異なる手帳制度を整理するには、法律改正などの様々な手続きが必要
となり、別途、十分な検討を要すると考える。

りゆう
○ 理由

げんじょう はったつしょうがい いし しんだんしょ しきゅうしんせい かのう
現状においても、発達障害などは医師の診断書をもって支給申請が可能と
なっている。しんだんしょ もとづい あらたな てちょう かーど もうける
診断書に基づいた新たな手帳（カード）のようなものを設けるとしても、
こうてききかん はっこう てつづき ふえる
公的機関が発行することになり、さらに手続きが増えることになる。

おおはまいいん
【大濱委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいてちょう いし いけんしょう しょうがいしえんくぶん しんせい おこなえる
障害手帳がなくとも、医師の意見書等で、障害支援区分の申請を行えるよう
にする。

おかべいいん
【岡部委員】

けつろん
○ 結論

てちょうしょじしゃ るいじ じょうたい どうよう さーびす
手帳所持者に類似する(closely related)状態であり、同様な(similar)サービス
ひつよう いし いけんしょ てちょう かわる しんせいようけん みとめる
を必要とするという医師意見書を手帳に代わる申請要件として認めること。

りゆう
○ 理由

りょうしかく はんてい しきゅうけつてい ぷろせす いりぐち すぎない しんせいまどぐち こんらん
利用資格の判定は、支給決定プロセスの入り口に過ぎない。申請窓口の混乱を
ふせぎ せんざいてきりょうしゃ いりぐち はいじょ かんべん めいかく
防ぎかつ潜在的利用者が入り口で排除されにくい簡便で明確なしくみとする
ひつよう
必要がある。

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいてちょう かわる ふくし さーびす りよう ひつようせい ほんだん にかんする きてい さだめる
・ 障害 手帳 に代わる、福祉サービス利用の 必要性 の判断 に関する規定を定める。

りゆう
○ 理由

ふくし さーびす りよう ひつようせい ほんだんこんきよ じゅうらい てちょうせいど もんだい
・ 福祉サービス利用の 必要性 の判断 根拠 として、 従来 の手帳 制度には問題 がお
おかった。

おだじまいいん
【小田島委員】

けつろん
○ 結論

ほんにん きぼう さーびす うけられる
本人 の希望によりサービスを受けられるようにする。

りゆう
○ 理由

てちょう もつ さーびす ひつよう ひと
手帳 を持っていないなくてもサービスが 必要 な人がいるため。

おの いいん
【小野委員】

けつろん
○ 結論

しょうがい ほんていせいど てちょうせいど ぼつぽんてき あらためる
障害 の判定 制度ならびに手帳 制度を 抜本的 に改める。

りゆう
○ 理由

いがく もでる しゃかい もでる とうごう ばあい しゃかいせいかつじょう こんなん しえん ひつようど
医学モデルと 社会 モデルを 統合 した場合、 社会 生活 上の 困難 と支援の 必要度
をはかる
を測ることになるため。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○ 結論

しょうがい にんてい しえん たいしょう にんていけつか
障がいの 認定 をしなければ、支援の 対象 とはならないことから、認定 結果として
しょうめい ひつよう げんざい てちょう しょうがいたうきゅう つける さいこう
の 証明 は 必要 です。 現在 の手帳 のように 障害 等級 を付けることは 再考 すべき
です。

りゆう
○ 理由

しょうがい しょうめい もつ にたいして ほんにん せいかつじょうけん じつたい
障害 であることの 証明 を持ったものに対して、 本人 の生活 条件 、 実態 を
あせすめんと ほんにん しえんいこう じゅうぶん きい うえ しえん さーびす しきゅう けんとう
アセスメントして 本人 の支援意向を 十分 に聴いた上で支援サービスの 支給 の 検討
をおこなう
を行う べきです。

あせすめんと しょうがいていど さいていせいかつ ほんにん きぼう もとづく せいかつしえん
アセスメントは 障害 程度ではなく、最低 生活 と 本人 の希望に基づく 生活 支援の
ないよう けんとう ひつよう あせすめんと けつか ほんにん じゅうぶん はなしあつ
内容 の 検討 のために 必要 です。アセスメントの結果から 本人 と 十分 に話し合っ

げんじつてきしえんけいかく きょうどうりつあん ぎょうせい けつていけん もつ しえん さーびす
現実的 支援 計画 を 協働 立案 し、 行政 が 決定権 を持つ支援サービスについて
けんとう しすてむ きほん
検討 するシステムを基本とすべきです。

しょうがいていど さーびす げんてい こじん もでる きほん
障害 程度によってサービスが 限定 されるのは個人モデルを基本としています。
しゃかい もでる しょうがいていど ひと せいかつかんきょう かんれん せいかつ ししょう
社会 モデルは、障害 程度とその人の 生活 環境 との 関連 において生活 に支障 が
しょうじて しえん さーびす ていきょう かんきょう はたらきかけて
生じていることを支援するためにサービスを 提供 するわけで、環境 に働きかけて
さーびす ていきょう せいかつ ししょう とりのぞか さーびす ていきょう
サービスを 提供 せずとも生活 の支障 が取り除かれるときは、サービス 提供 は
ひつようなく しえん かんせつしえん おこなうよういん ひつよう そうだんしえん
必要なくなることから、支援には 間接 支援 を行う 要員 が 必要 となります。相談 支援
せんもんいん やくわり かんきょうせいび ぎょうむ みとめる ひつよう
専門員 の 役割 には 環境 整備 を業務 として認めることが 必要 です。

きたうらいいん
【北浦 委員】

けつろん
○ 結論

いし いけんしょ もと しゃかいてきしえん ひつようど はんてい しんさ かいぎ きかん もうけて
医師の意見書を基にし、社会的 支援の必要度を 判定 する審査(会議)機関を設けて
うんえい
運営 する。

りゆう
○ 理由

いがくてき はんてい ひつよう しえんないよう うかびあがつ かんがえられる
医学的な 判定 によって、必要 な支援 内容 が浮かびあがってくると考えられることか
いし しんだんしょ いけんしょ もと しえん ひつよう じょうたい はあく
ら、医師の 診断書 ・ 意見書を基にして、支援を 必要 とする 状態 を把握する。

きたのいいん
【北野委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃしよほう もとづく はいじよてき たいしょうしゃ てつづき きてい
これまでの、障害者 諸法 に基づく 排除 的な 対象者 手続き規定ではなく、
しょうがい しゃかい かんけい もでる ていぎ もとづく こべつてき しえん ひつようせい もとづい
障害 の 社会 関係 モデルの定義に基づき、個別的 な支援の 必要性 に基づいた
ほうかつてき たいしょうきてい ひつよう
包括的 な 対象 規定が 必要 である。

りゆう
○ 理由

しゃかい こじん かんけい ひと しゃかい つうじょう りかい かんじかた
「社会 と個人との 関係 において、その人が、その 社会 の 通常 の理解・感じ方・
やりかた すびど はずれて みなさ ばめん にちじょう
やり方・スピードなどから外れている(と見なされている)場面があるために、その 日常
せいかつ わかり つかい とう じょうきょう なんらかの
生活 で分りづらい・やりにくい・使いにくい等の 状況 があり、そのために何らかの
こべつてき しえん ひつよう かんけいじょうたい じょうきょう しょうがい ていぎ
個別的 な支援を 必要 とする 関係 状態 (状況)」が 障害 の定義であるとすれば、
しょうがいしゃしよほう もとづく たいしょうしゃきてい こべつてき しえん
これまでの、障害者 諸法 の基づく 対象者 規定ではなく、その個別的 な支援の
ひつようせい もとづい ほうかつてき たいしょうきてい ひつよう
必要性 に基づいた 包括的 な 対象 規定が 必要 である。

さいとういいん
【齋藤 委員】

けつろん
○ 結論

しょうらいてき しょうがいしゃ にんていせいど いっぽんか どうめんげんざい てちょう
将来的には 障害者の 認定 制度を一本化するのがよいが、当面 現在の 手帳
せいど もと てちょうたいしょう かくだい おこない いし しんだんおよびえんじょじっしきかん
制度の下では 手帳 対象 の 拡大 を行ないつつ、意思の 診断 及び 援助 実施機関の
にんてい ほう たいしょうしゃ みとめて
認定によって 法の 対象者 と認めていけばよい。

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃ にんてい かえる じかん どうめんげんてちょうせいど
障害者の 認定 の しくみ を変えるには 時間 もかかることであり、当面 現手帳 制度
もと てちょう ゆうし しゃ はいじょ えんじょじっしきかん しょうがい
の下では 手帳 を有しない者が 排除 されないよう、援助 実施機関が「 障害 にもな
しえん ようするしゃ にんてい どくじ おこなえる きてい さだめる
い、支援を要する者」の 認定 を独自に行なえるような 規定 を定めるしかない。

さかもといいん
【坂本 委員】

けつろん
○ 結論

げんこう しんしょうてちょう りょういくてちょう せいしんてちょう こうふ うける ひと
現行の 身障 手帳、療育 手帳、精神 手帳 の 交付 を受けることができない人に
しょうがいしゃ はんい ひろげる ばあい ふくし さーびす たいしょうしゃ
障害者の 範囲 を広げる場合には、だれが 福祉 サービスの 対象者 か、あらかじめ
はんてい うける ちょう まどぐち わかる しくみ ひつよう ふくし
判定 などを 受けることで 町 の 窓口 で分かるような 仕組みが 必要 。また、福祉
さーびす たいしょうしゃ はんい きゃっかんてき きまる しくみ だとう
サービス 対象者 の 範囲 が 客観的 に 決まる 仕組みが 妥当 。

ちょう じむりょう ていど ふえる じゅうぶんけんとう ひつよう
町の 事務量が どの程度 増えるのか 十分 検討 することも 必要 。

りゆう
○ 理由

たとえば ちょう やくば さーびす りょう しんせい とき びょうじょう いがくてきひょうか
例えば、 町 の 役場に サービス利用の 申請 がなされた 時に、 病状 の 医学的 評価
もとめられる げんじょう むずかしい せいど たいしょうしゃ まどぐち
を求められるようなことは 現状 では 難しい。制度の 対象者 であるかどうか 窓口
わかる ひつよう
で分かる 必要 がある。

また、福祉サービスの 対象者 の 範囲 については、現行のような 客観的 基準 が
てちょうこうふとう たいしょうしゃ ふふくもうしたて あらそい
あっても 手帳 交付 等の 対象者 であるかどうかをめぐって 不服 申立て などの 争い が
こうへいせい たんぽ きゃっかんてき きまる しくみ ふかけつ
あるところであり、公平性 を担保 するためにも、「 客観的 に」決まる 仕組みが 不可欠 。

さの いいん
【佐野 委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃてちょう ようけん かんわ てちょうしゅとくようけん ていきてき みなおす しくみ
障害者 手帳 の 要件 を緩和し、また 手帳 取得 要件 を 定期的に見直す 仕組みに
つくり てちょうしゅとくしんさきかん とうじしゃ くわえ しんさきかん てつづき たんしゅく かんそか ふくし
作り、手帳 取得 審査機関に 当事者 を加え、審査期間・手続きを 短縮、簡素化し、福祉
さーびす ひつよう じゅうぶん じゅきゅう しくみ こうちく
サービスを 必要・十分 に 受給 できる 仕組みを 構築 すべき。

りゆう
○ 理由

さーびす きんいつ こうへい よういさ かんてん てちょうせいど かいぜん げんじつてき
サービスの 均一・公平・容易さの 観点 から、手帳 制度を 改善 する 現実的 な

あぶろーち
アプローチをすべきである。

しみずいじん
【清水委員】

けつろん
○ 結論

はいじょ くふう しきゅうけつてい ところ かのう かんがえます
排除 しないされない工夫は、支給 決定 の 所 で可能と考えます。

りゆう
○ 理由

ぐたいてき
具体的にはよくわかりません。

たけばたいじん
【竹端委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいてちょう もた しょうがい せいかつ ひと ほう
障害 手帳 を持たないけど、障害 ゆえに生活 のしづらさをもつ人が、法で
きめられ さびす りゆう りゆう かい いし しんだんしょ しょう
決められたサービスを利用したいときは、その理由を書いた医師の診たん書などで 証め
いできたら、対象者 にする。

りゆう
○ 理由

こまつ だれ しょう しょ
困っていると誰がみてもわかる 証めい書があればよいので。

たなか のぶ いじん
【田中（伸）委員】

けつろん
○ 結論

しえん うける はんたん しょうがいてちょう ゆうする かいなか
支援を受けることができるかどうかの判断は、障害 手帳 を有するか否かではなく、
ひと しゃかいせいかつ いとなむうえ ふべん しょうじる じょうたい いし しんだんしょ
その人が社会 生活を営む上で不便を生じる 状態 であるかを医師の 診断書 など
により きゃつかんてき はあく ひと しゃかいせいかつ いとなむうえ かんじて
客観的に把握するとともに、その人が社会 生活を営む上で感じている
ししょう じゅうぶん ききとり りょうしゃ そうごうてき はんたん けつす
支障をも十分に聞き取り、両者を総合的に判断して決すべきである。

りゆう
○ 理由

しょうがい しゃかい もでる きちょう いじょう しんぼう しえん ていきょう
「障害」を社会モデルを基調とするものとする以上、新法における支援の提供
こじん しゃかいせいかつ いとなむうえ ししょう こうりよ
も個人が社会 生活を営む上で、どのような支障があるのかを考慮しなければなら
ない。他方、障害者 が支援を受けるためには、社会 からの理解も不可欠である。そこ
たほう しょうがいしゃ しえん うける しゃかい りかい ふかけつ
で、社会 生活を営む上での支障をある程度 客観的に証するものとして、医師の
しんだんしょとう しょうい こうりよようそ かんがえる
診断書 等の書類も考慮要素とすべきではないかと考える。

たなか まさ いいん
【田中（正）委員】

けつろん
○ 結論

いし しんだん こうてききかん はんてい てつづき
医師の診断や公的機関の判定などの手続きとする。

りゆう
○ 理由

はったつしょうがい いし しんだんしょ しきゅうしんせい かのう あらたな てちょう
発達障害などは医師の診断書をもって支給申請が可能である。新たな手帳
カードは認定者の更新時の利便を図るために設ける等として新規利用時の手続き
かんけつ はいりよ ひつよう
は簡潔にする配慮が必要。

なかにしいいん
【中西委員】

けつろん
○ 結論

いしゃ しんだんしょ じさん ちほう じちたい そうごうふくしほう さーびす じゅきゅうにんていしゃ
医者の診断書を持参し、地方自治体で総合福祉法サービス受給認定者との
はんてい うける いるょうてきはんてい しゅうい かぞくまたは
判定を受ける、また医療的判定がふさわしくないものについては、周囲の家族又は
しゅうい ひとたち どうこう もとめ さーびす ひつようせい みとめられれ そうごうふくしほう
周囲の人たちの同行を求め、そのサービスの必要性が認められれば総合福祉法の
さーびす りようしゃ にんてい おこなう さーびす りようはんてい しょうがいめい とわ
サービス利用者の認定を行う。サービス利用判定については障害名を問わない。
どのようサービスを必要している人かという規定のみで充分である。

りゆう
○ 理由

げんざい ちてきしょうがいしゃ きんじすとろふいー るいじ かんじゃ いし めいかく
現在でも知的障害者や筋ジストロフィーに類似する患者については医師が明確
はんてい じょうきょう しょうがいめい とくてい いみ
な判定ができない状況にあり、障害名を特定することがほとんど意味のないこ
ととなっている。この現状を踏まえ生活上の支援ニーズのみを判定材料とすること
てきせつ
が適切である。

なら ぎきいいん
【奈良崎委員】

けつろん
○ 結論

にちじょうせいかつ みて
日常生活のことを見てほしいです。

りゆう
○ 理由

けいどちてき ひと ふつう ひと みえる いちばんせいかつ なやみ
とくに軽度知的の人は普通に人に見えるから。でも一番生活の悩みはあるから。

のざわいいん
【野澤委員】

けつろん
○ 結論

ろんてん さんしょう
論点 B-1-1) を参照。

りゆう
○ 理由

ろんてん
【論点 B-1-1】を さんしょう 参照。

のはらいいん
【野原委員】

けつろん
○ 結論

じゅうらい てちょうせいど みなおし しょうがいになんてい あたらしいきてい もとづい いっぽんか
従来 の手帳 制度を見直して、障害 認定 は、新しい規定に基づいて一本化する。
なんびょうかんじゃ びょうめい かくてい ばあい てつづき おおく たにま つくつ
難病 患者で、病名 が確定 しない場合、手続きがとられずに多くの谷間を作っている
げんじょう びょうめい かくてい いし しんだん かんじゃ しょうがい じつたい
現状 がある。病名 が確定 しても、医師の 診断 と患者 のもつ「障害 」実態 と
かいり すくなく もんだい たとえば しんだんしよ きにゆうないよう
は乖離 していることが少なくない。この 問題 (例えば 診断書 やその 記入 内容 など)
めす いれなければ てつづきろん かいけつ
にメスを入れなければ「手続き論」では 解決 しない。

ひがしがわいいん
【東川 委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいてちょう ゆうし ひつよう しえん うける あらたな しくみ かくじつ
障害 手帳 を有しなくとも、必要 な支援を受けることができる新たな仕組みを 確実
つくる ひつよう しょうがいてちょう もた こうじのうきのうしょうがい はったつ
に作る ことが必要 である。また、障害 手帳 を持たない高次脳機能 障害 、 発達
しょうがい なんびょう けいどちてき なんちょう ゆうするひとびと
障害 、 難病 、軽度知的、 難聴 などを有する 人々 をのけものにしないためには、
しょうがい もつひと ふくむ たにま しょうがい できるかぎり うみださ
これらの「障害 を持つ人」をすべて含む、「谷間の 障害 」をできる限り生み出さな
しょうがい ていぎ けんとう さきに のべた せいれい
い「障害 」の定義を 検討 すべきである。あるいは、先にも述べたように、政令 など
ひろく しらせる ほうほう
で広く知らせることも1つの 方法 である。

りゆう
○ 理由

なに しえん ひつよう ひと しえん とどか ほうりつ
何をさておいても、まずは、支援を 必要 とする 人に、支援が届かないような 法律 ・
せいど
制度であってはならない。

ひらのいいん
【平野委員】

けつろん
○ 結論

げんじつもんだい せいどせつけい うんよう せいど たいしょう
現実 問題 として、制度 設計 やその 運用 をするためには、どこかで制度の 対象 と
だとうせい かくにん ひつよう げんこうせいど ちてきしょうがいしゃ りょういくてちょう
しての妥当性の 確認 が必要 となる。現行制度でも、知的 障害者 は、療育 手帳
しよじ じどうそうだんしよ ちてきしょうがいしゃこうせいそうだんしよ ちてきしょうがいしゃ
を所持していなくても児童 相談所 ・知的 障害者 更生 相談所 が知的 障害者 とし
はんてい ほう たいしょう しんたいしょうがいしゃこうせいそうだんしよ ちてき
て判定 すれば、法 の 対象 となることから、身体 障害者 更生 相談所 ・知的
しょうがいしゃこうせいそうだんしよ じどうそうだんしよ せいしんほけんふくし せんたー こうてき そうだん
障害者 更生 相談所 ・児童 相談所 ・精神 保健福祉センターなどの 公的 な 相談
きかん はんてい たいおう てん かくほう そんぞく ひつよう
機関で 判定 することで 対応 したい。(その点からも 各法 を 存続 する 必要 はある。)

りゆう
○ 理由

せいどうんようじょう しょうがいしゃ にんていきかん しょうがいしゃ にんていきじゅん
制度運用上は、① 障害者としての認定機関、② 障害者としての認定基準、
めいかくか てきせつ こうへい うんよう こんなん どうじしゃせい
が明確化されなければ適切な（公平な）運用は困難である。また、この当時者性の
にんてい さーびす ていきょう かかわる しきゅうけつてい おこなうしちょうそん たんとう
認定を、サービス提供に関わる支給決定を行う市町村が担当することは、
はんだん きゃっかんせい そこなう とどうふけん せんもんきかん ゆだねる
判断の客観性を損なうこととなるため、都道府県の専門機関に委ねるほうが
このましい にんていきじゅん はんだんきじゅん じっちじょう けんしょう しょかがく しんてん
好ましい。また認定基準は、判断基準の実地上の検証や諸科学の進展により
へんか せこうきそくどう しょうさい さだめる ほうほんたい いにんきてい
変化することから、施行規則等で詳細を定めることとし、法本体には（委任規定の
ぐたいてき きてい ほう うんよう
みで）具体的に規定しない方が運用しやすい。

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○ 結論

ごほんにん かんがえて
御本人たちに考えてほしい。

りゆう
○ 理由

じこ けつていけん
自己決定権。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○ 結論

えんじょ きかん しんせい しんせい もとづい ひつようせい ほんてい えんじょ じっし
援助を機関に申請し、その申請に基づいて必要性を判定し、援助の実施を
おこなう
行う。

りゆう
○ 理由

きかん せっち ほんてい きじゅん じっし きてい きめる そのさい きのうしょうがい
機関の設置、判定の基準、実施の規定などを決める。その際、これまでも機能障害
しっかん しゅるい たにま しょうがい たとえばちゅうけいど ちょうかく
や疾患の種類にもなって谷間の障害になっていたもの、例えば中軽度の聴覚
しょうがい じょがい けいど ちてきしょうがい げんいん じょがい
障害、IQによって除外されてきた軽度の知的障害、原因によって除外されて
きたしょうがい に一ず みなおし てきせつ さーびす ていきょう
きた障害などについても、ニーズによって見直し、適切なサービスが提供されるよ
うな見直しが必要である。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃてちょう しんたい りょういく せいしんほけんふくしとう ほゆう うむ
「障害者手帳（身体・療育・精神保健福祉等）の保有の有無にとらわれず、
しょうがい もとづく しゃかいてき ふりえき こうむり ほんぼう こうてきしえん ひつようせい
障害に基づく社会的な不利益を被り、本法による公的支援の必要性の
みとめられる しゃ しえんたいしょう
認められる者はいずれも支援対象とされる。」

りゆう
○ 理由

ようは しえん ひつよう ひと しえん
要は、支援の必要な人には支援をとということ。

ますだいいん
【増田委員】

けつろん
○ 結論

しえん ひつよう ひと しえん とどく しくみ しょうがいてちょう しえん
支援が必要な人に支援が届く仕組みとする。障害手帳をもたなくても支援が
うけられる しくみ
受けられる仕組みとする。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○ 結論

いし しんだんしょ がいきょうちょうさ ほんにん めんせつ あせすめんと どう
医師の診断書、概況調査（本人との面接によるアセスメントなど）等にて
てつづき おこなう きてい
手続きを行うことを規定する。

りゆう
○ 理由

はいじよ こうへい こうめい てつづき てつづき じょうけん ひつよう
排除しないことと、公平・公明な手続きであることを手続きの条件として必要
かんがえる
と考えるため。

みつますいん
【光増委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいてちょうしゅとく ぜんてい てつづき ひつよう
障害手帳取得を前提としない手続きが必要
しょうがいしゃてちょう そんぞく かーど か ろんぎ べつにおこなう
障害者手帳の存続か、カード化の論議は別に行う。

りゆう
○ 理由

しょうがいてちょうぜんてい しきゅうけつてい みなおす ちてきしょうがい どうじしゃ
障害手帳前提の支給決定は見直すべき、知的障害のある当事者からは
ゆにばーさる かーど か ていあん いぜん
ユニバーサルのカード化の提案も以前からある。

もりいん
【森委員】

けつろん
○ 結論

じょうき しめし しえん たいしょう しょうがいてちょう もた こうじのうきのう
上記で示したように、支援の対象として障害手帳を持たない高次脳機能
しょうがい はったつしょうがい なんびょう けいどちてき なんちょう ゆうするしゃ
障害、発達障害、難病、軽度知的、難聴などを有する者をあげるとともに、
きのうしょうがい もとづく にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ こんなんせい
機能障害だけに基づくのではなく、日常生活、社会生活における困難性に
ちやくもく しえん せんたくし ひろげる しえん ひつよう しょうめい
着目した支援の選択肢を拡げるための支援を必要としていることを証明する
きやっかんてきほうほう ふくめた てつづききてい めいき
客観的方法を含めた手続き規定を明記する。

りゆう
○ 理由

せいで たにま うま きのうしょうがい にちじょうせいかつ
制度の谷間を生まないためにも機能 障害 だけにこだわるのではなく、日常 生活 ま
しゃかいせい そうとう せいげん うける しゃ たいしょう せいかつしえん じゅうじつ はかる
たは 社会性に 相当な 制限を受ける者を 対象にした、生活 支援の 充実を図るた
めシステム整備を進めるべきである。しかし、支援者が支援を 必要している 対象者
しすてむ せいび すすめる しえんしゃ しえん ひつよう たいしょうしゃ
であることを、迅速に、かつ 正確に、確認 できる手続き 上のシステムを 検討する
ひつよう
必要がある。

やまもといいん
【山本 委員】

けつろん
○ 結論

ひつよう しえん なに みつける てつづき きてい どうじ てちょうせいど
必要 な支援は何かを見つける手続きを規定する と同時に手帳 制度については
こんぼんてき みなおし ほうりつ あらたな そうごうてき てちょうせいど つくる みるしゅどう
根本的に見直し、この 法律 で新たな 総合的な 手帳 制度を作るべき、民主党 の
しゃかいさんか かーど ていあん こうりよ
社会 参加カードという 提案 も 考慮 すべき

りゆう
○ 理由

ひつよう しえん なに してん てつづき だれ はいじよ てつづき
必要 な支援は何かという視点からの手続きにより、誰も 排除 しない手続きとなる
しえん ひつよう してん そうごうてき てちょうせいど つくる しょうがいしゅべつ
支援が 必要 という視点から 総合的な 手帳 制度を作ることにより、障害 種別 によ
る支援その他サービスの 落差も なくすことができる

こうもく そのた
＜項目 B-3 その他＞

ろんてん
論点 B-3-1) 「分野B 障害 の範囲」についてのその他の 論点 及び意見

あらいいん
【荒井委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいおよびしょうがいじ しゃ にたいする ちいき りかい そくしん せさく もりこむ
障がい及び障がい児（者）に対する地域の理解を促進させる施策を盛り込むべき。

りゆう
○ 理由

しょうがい ちいき いちいん ぐらし ちいき
障がいがあっても、地域の一人として、いきいきと暮らしていくためには、「地域の
りかい ひつよう かんけいしゃとう じゅうみん たいしょう ちいき
理解」が必要であるので、関係者等だけでなく、すべての住民を対象として地域の
りかい もとめて ほうさく けんどう ひつよう おもわ
理解を求めていくような方策を検討することが必要と思われる。

いしばしいん
【石橋委員】

けつろん
○ 結論

せいかつきのうぶんるい しょうがい がいねん かわる はんい きてい
生活機能分類にたてば、障害の概念が変わる。したがって、その範囲という規定
ふよう
も不要となる。

りゆう
○ 理由

どうじょう
同上

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○ 結論

きそん しょうがいしゃてちょうとう しょじ げんてい すべて しょうがい ひと たいしょう
既存の障害者手帳等の所持に限定せず、全ての障害のある人を対象に、
さーびす ひつよう ひと ひつよう とき りよう せいどせつけい おこなわ
サービスを必要とする人が必要な時に利用できる「制度設計」が行われることが
ひつよう
必要である。

とうめん さーびす りよう たいしょうしゃ はったつしょうがい めいかく いちづけ
当面、サービスを利用できる対象者として発達障害を明確に位置づけ、
はったつしょうがいしゃしえんほう たいしょうしゃ たいしょう しちょうそん
「発達障害者支援法」の対象者は、すでに対象となっていることを市町村な
てってい ひつよう
どに徹底することが必要である。

りゆう
○ 理由

ねんしがつ はったつしょうがいしゃしえんほうせこうご はったつしょうがい ひと じゅうらい
2005年4月の発達障害者支援法施行後、発達障害のある人は、従来と
くらべる さまざま しえん うけられる はったつしょうがい しょうがいじ
比べると様々な支援を受けられるようになってきた。しかし、発達障害は、障害児
しゃふくし さーびす わくぐみ なか めいかく いちづけられ うんよう ちいきさ
者福祉サービスの枠組みの中に明確に位置づけられていないことから、運用に地域差
しちょうそん さーびす うけられ けーす
があり、市町村によっては、サービスを受けられないケースがみられる。

ほうかつてききてい まどぐち しちょうそん たいしょう しょうがい なに しんとう
包括的 規定のみでは、窓口 である 市町村 まで 対象 の 障害 が何であるか 浸透
しょうがいめい めいぶんか ひつよう に一ず
しない。 障害 名が明文化 されていることも 必要 である。また、それぞれのニーズに
しえん もとめる しょうがいめい めいぶんか ひつよう
あった支援を求めるためにも 障害 名が明文化 されることが 必要 である。

おの いいん
【小野委員】

- けつろん
○ 結論
ぜんじゅつ
前述 のとおり。
- りゆう
○ 理由
ぜんじゅつ
前述 のとおり。

かどやいいん
【門屋委員】

- けつろん
○ 結論
しょうがい せいさべつ せいてんかん もんだい なんびょう しゃかいてきさべつ うける しっかん
障害 には性差別（性転換）の問題、難病 ではないが 社会的 差別を受ける 疾患
しゃかいてきさべつ うける びょうり たいしょうしゃ しょうがいにんてい たいしょう きてい
や 社会的 差別を受ける 病理 の 対象者 についても 障害 認定 の 対象 として規定
しておくことが 必要 。
- りゆう
○ 理由
なんびょう いがく しんぽ こんご たいしょうしっかん ふえたり せい もんだい
難病 などでは、医学の進歩などによって今後も 対象 疾患 が増えたり、性の問題
しゃかいてきふりえき えて ひと せいかつ さべつ さいていせいかつ いじ ひと
で 社会的 不利益を獲ている人の 生活 がその差別ゆえに 最低生活 を維持できない人
しえん かもうせい きてい ひつよう
への支援の可能性などを規定しておくことが 必要 です。

たなか のぶ いいん
【田中（伸）委員】

- けつろん
○ 結論
しょうがい がいねん しゃかい もでる しょうがいていどくぶん かんけい けんとう
「障害」の概念を社会モデルとすることと、「障害 程度区分」との関係を検討
ひつよう
する 必要 がある。
- りゆう
○ 理由
しょうがいていどくぶん こじん しょうがい ゆうし ちゃくもく
「障害 程度区分」は個人がどのような 障害 を有しているのかに 着目 するもので
はんめん しょうがい しゃかい もでる こじん しゃかいせいかつ いとなむうえ
ある反面、「障害」の社会モデルは、個人が社会 生活を営む上でのどのような
ししょう しょうじて ちゃくもく したがって りょうしゃ せいごうせい
支障が生じているのかに 着目 するものである。従って、両者 に 整合性 があるのか
けんとう くわえる ひつよう かんがえられる
については、検討を加える 必要 があると考えられる。

たなか まさ いいん
【田中（正）委員】

けつろん
○ 結論

既存の 障害者 手帳 等の所持に 限定 せず、全ての 障害 のある人を 対象 に、
サービスを 必要 とする人が 必要 な時に利用できる「制度 設計」が 行われることが
必要 である。

特に、サービスを利用できる 対象者 として 発達 障害 と高次脳機能 障害 を
明確 に位置づけ、市町村 などに 対象 とすることの 注意 喚起を 徹底 することが
必要 である。

りゆう
○ 理由

現行法 でも 運用 に地域差があり、市町村 によっては、上記 対象者 がサービス
を受けられないケースがみられる。

今後、包括的 規定となったとしても、窓口 である市町村 まで 対象 の 障害 が何
であるかが 浸透 し難いと予想される。 障害 名が明文化される 必要 がある。

なら ぎきいいん
【奈良崎委員】

けつろん
○ 結論

自分は 日常 生活 で不自由人

りゆう
○ 理由

たとえば設備は右利きになっている（左利 になっているのが少ない）
自動 改札

ひがしがわいいん
【東川 委員】

けつろん
○ 結論

ユニークフェイスなど、従来、確実に論議されていない「障害」についても 検討
すべきである。

りゆう
○ 理由

こうした 特性 を有している人々も、「障害者」としての、あるいは同様の 差別を
受け、不利を 体験 している。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○ 結論

しょうがい はんい きてい ていぎ はばひろく こんにちてき しゃかいもんだい
障害の範囲の規定については、定義を幅広くしてもなお、今日的な社会問題に
なっている。例えば、増えつつある「引きこもり」の取り扱いなど、論議を必要とする
ところも課題としておく。

りゆう
○ 理由

こうはん しゃかいもんだい ぞうか けいこう ふせぐ ひつよう かんがえる
広範な社会問題として増加の傾向を防ぐために、必要と考える。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○ 結論

さんこうしりょう ほうじん さん くらぶ りじちようとがき くよ さくせい のうせきずいえき
参考資料として、NPO 法人 サン・クラブ 理事長 榎紀久代 作成の「脳脊髄液
減少症」についてを提出しています。

りゆう
○ 理由

のうせきずいえきげんしょうしょう かんじゃ げんじょう しょうがいしゃ にんてい がたく しゅうい
脳脊髄液減少症の患者は現状では障害者として認定され難く、周囲
の理解を得られない困難を抱えており、支援の必要なこれらの者が支援を受けられる
定義とすることが必要なため。

もりいいん
【森委員】

けつろん
○ 結論

いがく もでる しゃかい もでる ちゃくもく しすてむ せいび じゅうよう せいかつ こうせい
医学モデルと社会モデルに着目したシステム整備が重要であり、生活を構成
するすべての次元に着目した総合的支援をイメージした障害の範囲を考えるべ
きである。

りゆう
○ 理由

いがく もでる しゃかい もでる してん ぎろん きしょうがいにかんする
「医学モデルから社会モデル」という視点が議論されているが、機能障害に関する
医学的リハビリテーションも含めた医学モデルとしての取り組みも重要であることの
理解もすすめるべきである。